

自転車指導啓発重点地区・路線(函館西警察署) 令和4年3月

函館西警察署の自転車指導啓発重点路線

函館駅周辺
の主要道路

函館市大手町19番～若松町15番 国道279号 (約400mの区間)

函館市若松町23番～若松町20番 国道5号 (約350mの区間)

函館市松風町3番～若松町16番 国道278号 (約600mの区間)

★選定理由★

自転車や歩行者の往来が多く、交通事故発生の危険性が高い

函館西警察署自転車指導啓発重点地区・路線マップ



重点路線でよく見られる自転車利用者の違反形態

➤ 歩道通行・車道逆進 ➤ 歩行者妨害 ➤ 一時不停止



函館西警察署では、自転車運転者の信号無視等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。



★自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1 自転車は車道の左側を通行！

自転車は車道走行が原則で歩道走行は例外です。車道では左側通行を守りましょう。

2 歩道は歩行者優先！

例外的に歩道通行する場合や、自転車通行可の歩道を走行する場合には、歩行者の通行を妨げないようにし、混雑している時は自転車を押して歩きましょう。

3 「止まれ」では確実に一時停止を！

一時停止場所や見通しの悪い交差点では、必ず一時停止しましょう。